

1 目的及び交付

市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、これらの失業者を正規雇用労働者として新たに雇用した事業主に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付する。

2 交付対象事業主

奨励金の交付対象となる事業主（以下「交付対象事業主」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に雇用保険適用事務所を有していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人税法（昭和22年法律第28号）別表第1に規定する公共法人

イ 国、県又は市が出資による権利を有する者

ウ 暴力団（鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

オ 対象労働者を正規雇用した日（以下「雇用日」という。）の前3年間に、当該対象労働者と雇用、請負若しくは委任の関係にあった事業主又は出向、派遣、請負若しくは委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある者

カ 雇用日前1年間に、当該対象労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある者

キ 対象労働者が、対象事業主又は取締役の三親等以内の親族（配偶者又は三親等以内の血族若しくは姻族をいう。）である者

ク その他市長が不相当と認める者

3 補助対象事業

奨励金の交付の対象となる事業は、交付対象事業主が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月16日から令和4年3月31日までの日において解雇された者のうち市内に住所を有するもの（以下「対象労働者」という。）を雇用するもので、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に対象労働者を正規雇用労働者として

雇用すること。

(2) 対象労働者の雇用が次のいずれかの条件に該当すること。

ア 交付対象事業主の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること。

イ 同一の事業所に雇用される正社員待遇を受ける労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は1週間の所定労働時間が短いこと。

(3) 対象労働者を6月以上継続して雇用すること。

(4) 対象労働者の勤務地が鶴岡市内であること。

(5) 対象労働者の雇用について、国、地方公共団体等から雇入れ、賃金又は人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等の交付決定を受けていないこと。

4 交付対象期間

奨励金の交付対象期間は、対象労働者の雇入れ後に初めて到来する賃金締切日の翌日（以下「起算日」という。）から起算して6月とする。

5 奨励金の額

奨励金の額は、対象労働者1人につき1月ごとに交付対象期間に支払った賃金の月額額の2分の1に相当する額の合計額とし、対象労働者1人1月当たり10万円を上限とする（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、交付対象事業主ごとの上限額は、交付対象期間全体で200万円とする。

6 交付申請

奨励金の交付を受けようとする事業主は、起算日から6月を経過した日から30日以内に鶴岡市失業者正規雇用奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画及び収支予算書の添付を省略することができる。

(1) 対象事業主の登記事項証明書又は代表者の本人確認ができる書類

(2) 対象労働者の雇用条件通知書、雇用契約書等、雇用日及び期間の定めのない労働者として雇用されていることが分かる書類の写し

(3) 対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(4) 対象労働者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書その他社会保険加入が確認できる書類の写し

(5) 対象労働者の解雇等が確認できる書類（雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）の写し

(6) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

7 奨励金の額の確定の省略

市長は、規則第21条の規定により、交付申請書の提出をもって規則第13条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第14条の規定による奨励金の額の確定を省略することがで

きる。

8 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類等の保管期限は、当該奨励金が交付された日を含む年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

鶴岡市長

様

本社所在地／ 〒 ー
事業主の住所

法人名／屋号
代表者名

印

鶴岡市失業者正規雇用奨励金交付申請書兼請求書

鶴岡市失業者正規雇用奨励金交付要綱第6項の規定により、鶴岡市失業者正規雇用奨励金を交付されるよう、関係書類を添付して申請します。

1 申請内容

交付申請額 (個人別計算額の合計、上限 200万円)	円	対象労働者数	人
----------------------------------	---	--------	---

申請書及び関係書類の記載内容について調査すること、及び、国や県、他市町村から記載内容及び奨励金の交付の有無についての照会に回答することに同意します。

なお、本申請書にて記載した事項について虚偽があった場合は、奨励金を返還することに同意します。

2 支援金振込先金融機関の口座

金融機関名		銀行 金庫 農協		支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (右詰め)		
ゆうちょ銀行の場合は5桁の 記号と8桁の番号を記入		ー		
口座名義人 (フリガナ)	()			

3 添付書類

- (1) 対象労働者の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書その他離職理由が分かる書類の写し
- (2) 対象労働者ごとの雇用契約書、雇用条件通知書等雇用契約が確認できる書類の写し
- (3) 申告書（別記様式第2号）
- (4) 鶴岡市失業者正規雇用奨励金計算書（別記様式第3号）
- (5) 対象労働者の出勤状況、賃金の支払状況等が分かる書類の写し
- (6) 対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (7) 対象労働者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しその他社会保険加入が確認できる書類の写し
- (8) 事業主の登記事項証明書又は個人事業主等の代表者の本人確認ができる書類
- (9) 市税納付状況の照会に係る届出（別記様式第4号）又は納税証明書
- (10) 通帳の写し等口座情報が分かる書類